

(2013) 年度入学生から年次進行で実施<sup>23</sup>されている<sup>24</sup> (第2-2-9図, 第2-2-10図)。

第2-2-9図 現行学習指導要領の理念



(出典) 文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm))

第2-2-10図 現行学習指導要領の概要

### 1. 基本的なねらい

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育等の充実により、豊かな心と健やかな体を育成すること

### 2. 授業時数の増加と教育内容の改善内容

#### (1) 授業時数の増加

小学校では、週当たりの授業時数が低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加した。特に、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数は6年間で約1割増加している。中学校では、週当たりの授業時数が1コマ増加した。特に、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数は、3年間で約1割増加している。

#### (2) 教育内容の主な改善事項

##### ア) 言語活動の充実

言語は、論理や思考といった知的活動、コミュニケーション、感性・情緒の基盤である。このような力を育むため、国語はもとより様々な教科などでも、学習する知識・技能を活用したレポートの作成やクラスでの話し合いを行うなど、言葉の果たす役割を重視した授業を進める。

##### イ) 理数教育の充実

国際的な通用性と内容の系統性の観点から指導内容を充実した。また、反復による指導や観察・実験も充実した。

##### ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実した。

##### エ) 道徳教育の充実

小・中学校の道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した。

##### オ) 体験活動の充実

集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動といった社会奉仕体験や就業体験を推進するなど、体験活動の充実を図った。

##### カ) 外国語教育の充実

小学校第5・6学年における週1コマの外国語活動の必修化、中学校における外国語科の授業時間の3割増、高校における「授業は生徒の理解の程度に応じた英語を用いて行うことを基本とする」などの改善を図った。

文部科学省は、現行学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向け、教職員定数の改善や新たに必要となる補助教材の作成・配布、理科教育設備の整備への支援、理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実を支援している。平成27(2015)年度には、

- ・全国学力・学習状況調査<sup>25</sup>による子供の学力や学習状況の把握・分析
- ・理科教育を充実させるため、小学校・中学校に観察実験アシスタントを配置支援する補助事業の推

23 数学と理科は平成24(2012)年度入学生から先行実施されている。

24 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

25 平成27年度調査は、国語、算数・数学、理科の3教科で、対象学年(小6、中3)の全ての子供を対象とした悉皆調査。

進や、理科教育振興法に基づいた、理科教育設備整備費補助の充実

- ・地域の人材・企業などの協力による、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実（詳細は、第2部第4章第1節2「外部の力も活用した『開かれた学校』づくり」を参照）
- ・課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング。）の推進や、学習内容の習熟の程度に応じた指導などの個に応じた指導の充実

などを行う。また、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成26（2014）年2月に設置した「英語教育の在り方に関する有識者会議」<sup>26</sup>において、小・中・高校を通じた英語教育の抜本的充実に係る検討を行い、同年9月に報告書を取りまとめた。

## (2) 基礎学力の保障等（文部科学省）

文部科学省は、基礎学力の保障のため、習熟度別少人数指導、チーム・ティーチング、小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や、特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置している。平成26（2014）年度は、63,708人の加配定数を措置した。平成27（2015）年度は、アクティブ・ラーニング等による教育の質の向上などを図るため、900人の新たな定数措置を行うとともに、補充学習や発展的な学習など学力向上のための学校サポーターとして、10,000人のシルバー人材・地域人材を指導員として活用する「補習等のための指導員等派遣事業」を引き続き実施する。（不登校の子供への対応は、第2部第3章第1節1「ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等」を参照。）

## (3) 高校教育の質の確保・向上（文部科学省）

文部科学省は、高校教育の質の確保と向上を促すため、学習指導要領の改訂や各学校における学校評価の取組の推進などの多様な施策を実施している。現行学習指導要領では、以下の改善を図っている。

- ・高校教育の共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語における共通必修科目の設定
- ・言語活動、理数教育、道徳教育、外国語教育の充実
- ・義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることの促進

また、高校教育の質の確保・向上のために、平成25（2013）年度からは、高校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を評価する手法についての調査研究を行っている。

さらに、平成27（2015）年度より、定時制・通信制課程及び総合学科における支援・相談体制の構築、遠隔教育の普及推進などを先導的に実施している高等学校への支援を通じて、様々な観点から検証・実践を行う調査研究を実施する。

## (4) 学校教育の情報化の推進（文部科学省、総務省）

子供一人一人の能力や特性に応じた学びや子供同士が教え合い学び合う協働的な学びを推進する上で、ICT（情報通信技術）は重要な役割を果たすものと考えられる。

文部科学省<sup>27</sup>と総務省<sup>28</sup>は連携して、平成25（2013）年度まで「学びのイノベーション事業」と「フューチャースクール推進事業」<sup>29</sup>において実証研究を行い成果を取りまとめた。平成26（2014）年度からは、文部科学省と総務省は、実証3地域12校において、クラウドなどの最先端技術を活用した新たな連携事業に取り組んでいる。文部科学省の「先導的な教育体制構築事業」では、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発など、先導的な教育体制を構築するための研究を行っている。総務省の「先導的教育システム実証事業」では、学校間、学校と家庭がシームレスにつながる教育・学習環境を構築するため、クラウド・コンピューティングなどの最先端技術を活用し

26 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/102/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/index.htm)

27 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/main18\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/main18_a2.htm)

28 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/future\\_school.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/future_school.html)

29 平成25（2013）年度は、中学校と特別支援学校で実証研究を実施。

た低コストで多種多様な端末に対応した教育ICTシステムの実証を行っている。このほか、文部科学省は、ICTを活用した教育効果の検証方法や指導方法の開発、教員のICT活用指導力の向上を図るための実証研究を実施した。また、デジタル教材などの充実、プログラムに関する教育についての教員向け指導手引書の作成、子供の情報活用能力に関する調査研究を行っている。

さらに、文部科学省では平成27（2015）年度から、過疎化・少子高齢化が進む人口過少地域においてICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の協働学習の充実などによる教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施する。また、教員のICTの活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研究プログラムの策定に取り組む自治体や、ICTを活用した学びの実践体制構築を図るためのカリキュラム策定に取り組む自治体の支援を行うほか、ICT環境の整備・充実を図る取組を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行う。総務省では、平成27年度からは、デジタル教材が自由に流通するクラウド・プラットフォームの構築の推進を目指すとともに、将来的な普及展開も見据えて、最先端のICTを活用した多様な学習・教育モデルの実証研究を行う。

## 4 大学教育等の充実（文部科学省）

### (1) 大学の教育内容の充実

#### ア 教育機能の充実

大学教育では、個々の授業科目などを越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する（ナンバリング<sup>30</sup>など）とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的転換が推進されている。また、産業界と連携した実践的な教育やインターンシップを通じたキャリア教育などの学生の社会的・職業的自立に関する組織的な教育活動の展開、教育内容・方法の改善、教育情報の公表が、積極的に取り組まれている。

文部科学省は、このような大学の取組を支援するため、個性・特色ある優れた取組に対し、以下を始めとする財政支援や情報発信を行っている<sup>31</sup>。

- ・地域や分野に応じた大学間連携による教育・質保証システムの構築を支援する「**大学間連携共同教育推進事業**」
- ・アクティブ・ラーニング、学習成果の可視化、入試改革・高大接続、長期学外学修プログラム（平成27（2015）年度から実施）など新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援する「**大学教育再生加速プログラム**」

#### イ 教育研究の質の維持・向上

文部科学省は、大学設置基準などで大学を設置するのに必要な最低基準を定め、これに基づいて大学の設置認可申請に際して審査を行い、設置認可後は設置計画履行状況などを調査することにより、大学の設置認可申請から完成年度までの質の保証を行っている。また、全ての国公私立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

#### ウ 高度な大学教育の充実

文部科学省は、俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する「**博士課程教育リーディングプログラム**」事業を実施し、大学院教育の抜本的

30 授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し教育課程の体系性を明示する仕組み。

31 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm)

改革を支援している<sup>32</sup>。

### エ 学修支援サービス

各大学では、アクティブ・ラーニングなどを行う際に、優秀な大学院生が教育的配慮の下に学部学生に対する助言や実験・実習の教育補助業務を行うティーチング・アシスタント制度や、学生の学修過程や学修成果を長期にわたって収集する学修ポートフォリオなど、多様化した学生の学修活動を支援する取組を行っている。

文部科学省は、大学の取組に関する調査の結果を発信することで、大学の取組を促進している。

#### (2) 専修学校教育の充実

専修学校<sup>33</sup>は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしている。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の醸成や自己学習能力の育成において相当の成果を挙げており、若者の職業的自立にも寄与している。

文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・平成26（2014）年度から、企業などとの密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を開始（認定学校数：673校、認定学科数：2,042学科（平成27（2015）年2月17日現在））
- ・「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業において、成長分野における中核的専門人材の養成を産学官連携の下で推進
- ・被災地の人材ニーズや雇用のミスマッチに対応し復興の即戦力や次代を担う専門人材の育成と地元への定着を図る「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」
- ・教育装置・情報処理関係の設備整備などに対する補助、教員研修事業などの実施

## 5 経済的支援の充実

### (1) 「児童手当制度」（内閣府、厚生労働省）

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している者に支給される。支給額は、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の者に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額15,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額10,000円、所得制限額以上の者に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5,000円である。

### (2) 高校生等への修学支援（文部科学省）

高校進学率が約98%に達するなど、高校は国民的な教育機関となっており、その費用を社会全体で負担していくことが要請されている。

文部科学省は、家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成22（2010）年度からいわゆる高校授業料無償化制度により、授業料に対する支援を行ってきた。平成25（2013）年には、低所得世帯の生徒への支援の充実と公私間格差の是正を図るため、所得制限を設ける法改正を行った<sup>34</sup>。平成26（2014）年4月より、所得制限により捻出された財源で、私立高校などにおける低所得世帯の生徒への就学支援金の加算拡充や、「高校生等奨学給付金制度」（下記「奨学金等の支援」を参照）の創設などを行っている。

32 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm)

33 入学資格の差異により三つの課程（専門課程、高等課程、一般課程）が設けられている。高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校専門課程（専門学校）には、平成25（2013）年度は高校卒業者の17.0%が進学している。

34 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第90号）

### (3) 奨学金等の支援

#### ア 初等中等教育段階における取組（文部科学省）

文部科学省は、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、以下の取組を行っている。

- ・幼稚園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図るため、入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に對し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っている。平成26（2014）年度には、保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にするとともに、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃した。平成27（2015）年度は、市町村民税非課税世帯に当たる家庭の保護者負担軽減の拡充を行う。
- ・経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子供の保護者に対しては、各市町村が学用品の給与などの**就学援助**を行っている。
- ・高校生等に対しては、都道府県が行う奨学金事業が確実に実施されるよう、高等学校奨学金事業交付金や高校生修学支援基金（平成27年3月まで実施）により支援しており、当該基金を利用する都道府県において所得連動返済型奨学金制度<sup>35</sup>の整備を促進している。平成26年度には、低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金制度」を創設した。

#### イ 高等教育段階における取組（文部科学省）

文部科学省は、意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構<sup>36</sup>が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用を通じた支援を行っている。

また、平成27年度から新たに、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証などのための事業を実施する。

#### ウ 生活困窮者の子供に対する支援（厚生労働省）

厚生労働省は、生活保護世帯の子供に対する学習支援などを行っている。（子供の貧困対策については、第2部第3章第1節4「子供の貧困問題への対応」を参照。）

## 第2節 子供・若者の社会形成・社会参加支援

### 1 社会形成への参画支援

#### (1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進することが必要である。

##### ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では従来、小学校・中学校の社会科や高校の公民科を中心に、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育が行われている。また、消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に子供の発達の段階に応じた指導が行われている。現行**学習指導要領**では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」（小学校）、「契約の重要性」（中学校）、「国民の司法参加」（小学校・中学校・高校）を新たに扱うこと

35 貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返済を猶予する制度。

36 <http://www.jasso.go.jp/>